

## 議員とは何か ～議会費を検証するにあたって～

### 議論の背景

2014年12月に議会改革特別委員会が報告書をまとめた後に行われた国立市議会議員選挙では、選ばれた顔ぶれも変わりました。各議員の公約や、支持者から寄せられた意見は様々であるため、再度立ち上がった議会改革特別委員会でも、議会費検証部会(以下、当部会)が設置され、議会費の検証を行うことになりました。

第1回の当部会では、地域民主主義の発展のため、憲法や地方自治法(以下、法)で定められた二元代表制の意味、その在り様を議論しました。民主主義の学校たる地方自治の発展が、平和や国民主権に欠かすことのできない要素であり、地域民主主義を具現化する議会には重い責任があるとの意見が出されました。

その一方で、議会は市民から存在が遠く、実生活にどのような影響があるのか実感できないことや、市民は議員の存在、仕事の内容が分からず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減の声につながっているのではないかの意見も出されました。

そこで当部会では、議員の存在意義や役割を明確にし、議員の役割を十分に発揮し、その成果を市民に還元するに適した議会費のあり方を検証することにしました。

議論の結果、当部会で位置付けた議員の役割は、以下のようなものとなりました。

1 地域民主主義の担い手、住民の代表として、住民の意見が行政に反映されているか監視し、行政に政策提案していく役割があります。

議員の権限については、法第96条から第100条に規定されています。地域民主主義の発展は、議員が市民の声を聴き、行政に対して政策提言を行ったり、条例を立案することによって実現されます。

また、市に執行を認めた予算や条例事項が、その通りに実行されているか監視し、住民の声が常に行政に反映されるよう取り組む役割があります。

2 一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割があります。

議員は市民の声を聴き、新しい政策の必要性や、既に行われている行政サービスの改善性を認めた場合、一般質問の形で行政に伝えます。

法では、市議会の定例会は年4回以内と定められています。国立市議会では、年4回の定例会すべてで一般質問の期間が設定されており、そこでは閉会中に各議員が行った市民の意見聴取を含めた調査活動の成果を発揮しています。

この他、予算や決算の特別委員会でも、調査活動で得た市民の声を施策に反映できないか行政に質疑します。

3 行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかどうか判断する役割があります。

議会には、非常に強力な権限である議決権が与えられています。行政は事務の執行を行います。議会の議決を経て、過半数以上の賛成がないものは、原則として執行することができません。また、過半数以上の賛成を得たものは、市の意思として執行されます。議決権は、行政の提案を市の意思とする極めて重大な責任を伴う行為ですので、その行使にあたっては広く市民の意見を聴く必要があります。

4 国など関係機関に、意見書を提出する役割があります。

市民が生活するうえで、国などに伝えたい意見があっても、それを行うにはかなり高いハードルがあるといえます。そこで、市民に身近な市議会議員を通じて国などに意見を述べたり、議員が市民の意見を吸い上げて国に伝える方法が法によって確保されています。

当部会では、身近な市民の意見を国など関係機関に上げることができる意見書提出に、大きな意義があると考えています。ただ、提出にあたっては、「市民の切実な願いがあるものや、自治体の公益に関わるものであるべきで、外交、防衛に関わるものは意見書としてふさわしくない」、「意見書を提出した以上、その後どうなったのか検証が必要ではないか」、との意見もあります。

5 情報を公開する役割があります。

議員には、市の施策を市民に伝えたり、それに対して賛否の表明をする役割があります。市が提供する情報を補って市民の理解を求めるものもあれば、市の施策に反対する論拠を述べる場合もあります。一元的な情報提供ではなく、多様な情報を提供すれば、市民はさらなる施策の向上を求めたり、選挙の際、自分の意思に近い人や、「この人になら一票託せる」と思える議員に投票できるようになります。

6 行政が審議会を立ち上げたり、中立的なオンブズマン制度を設ける中、議員にはどのような役割があるのか議論しました。

議員は、行政の議案提出にあたり、「どれくらい市民の声を聴いたのか」とよく質問します。そのため、審議会は、議案提出前の 1 つのツールではないかと考えました。また、審議委員は市民が選ぶのではなく、行政が選ぶため、行政の政策の方向性と一致した人を選ぶ点や、審議時間に一定の制約があり、行政へのチェック機能は働かないと考えています。

このほか、「行政だけで案を決めても市民が納得するものをつくれな可能性があるので、行政が市民の声を聴く 1 つのツールである」、「審議会は専門的知見からの助言で、全体の市民の声を代弁している訳ではない」、「世論が二分するような問題に結論を導き出すことは難しい」との意見が出されました。ゆえに、いくら多くの審議会が存在し行政に答申を出したとしても、その内容は議会が議決時に判断する材料を提示する、補完的なもののため、議会の役割は担えないと考えました。

中立的なオンブズマンには、行政、議会のはざままで苦しんでいる人を救済する意義があること、行政サービスを受けている人が、行政に苦情を言うのはハードルが高いため、中立的なオンブズマン制度は使いやすいと考えます。しかし、オンブズマンは申立てがないと作動しなかったり、行政に政策提言したりするものではありません。また、オンブズマンは一人であり、専門知識を有する特定の人のため、多様な市民の意見を行政に反映させる議会の役割は担えないと判断しました。

#### 議論の結果

以上の検討の結果、私たち議員には、憲法や地方自治法に定められた固有の権能があることを再認識しました。そしてその権能を市民のために十分発揮するために必要な議員定数、政務活動費、議員報酬、期末手当はどのようなものか、そのあり方を議論することにしました。